

一般社団法人諫早観光物産コンベンション協会
コンベンション等開催助成金交付規程

令和5年4月1日

(目的)

第1条 一般社団法人諫早観光物産コンベンション協会は、コンベンション等の開催により宿泊客の誘致及び交流人口の拡大を図り、もって地域経済の活性化に資するため、コンベンション等を主催する者に対し、予算の範囲内において、コンベンション等開催助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付については、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「コンベンション等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 学術研究団体が行う学会及び研究会
- (2) 各種団体が行う会議及び催事
- (3) 各種スポーツ団体が行う競技会及び合宿
- (4) その他宿泊客の誘致又は交流人口の拡大に資するものとして会長が適当と認めるもの

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、次のいずれにも該当するコンベンション等とする。

- (1) 市内で開催されるもの（市外で開催されるものであって会長が認めるものを含む。）であること。
 - (2) コンベンション等の参加者及び関係者（保護者などの応援は除く）で会長が認める市内の宿泊施設に宿泊する者の合計が延べ30人以上であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定するコンベンション等が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の対象としない。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 営利を目的とするもの
 - (2) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
 - (3) 国又は地方公共団体が主催するもの
 - (4) 市から他の補助金等の交付を受けているもの
 - (5) 忘年会、新年会、同窓会、冠婚葬祭など
 - (6) その他会長が不適当と認めるもの

(助成対象経費及び助成額)

第4条 助成対象経費は、コンベンション等の開催に要する経費とし、助成額は、宿泊客の延べ人数1人につき1,000円とする。ただし、宿泊客の延べ人数は30人以上を助成対象とし、助成額の上限は1,000,000円とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付の申請をしようとする者は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他会長が必要と認めるもの

(申請書の提出期限)

第6条 申請書の提出期限は、コンベンション等を開催しようとする日の15日前までとする。ただし、会長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第7条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付を決定し、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第8条 前条の規定により交付決定通知を受けた申請者は、事業計画等の内容が変更されるときは、あらかじめ会長に変更承認申請書(様式第3号)により申請し、その承認又は指示を受けなければならない。ただし、宿泊者数の延べ人数の変更に伴い助成額に変更がある場合は、交付決定済額の2割を超える変更が生じる場合に変更承認申請を提出するものとする。

(変更交付の決定及び通知)

第9条 会長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、変更について承認すべきものと認めたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を変更交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 第7条の規定により交付決定通知を受けた申請者は、コンベンション等を中止しようとするとき、またはコンベンション等の宿泊客の延べ人数が助成基準に満たないときは、会長に取下げ承認申請書(様式第5号)により申請し、その承認又は指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 助成金交付決定通知書を受けた申請者は、コンベンション等が終了したときは、実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 宿泊証明書(様式第7号)
- (3) その他会長が必要と認めるもの

(実績報告書の提出期限)

第12条 実績報告書の提出期限は、コンベンション等終了の日から15日以内又は3月31日のいずれか早い日までとする。ただし、特別の理由により会長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(額の確定及び通知)

第13条 会長は、実績報告を受けた場合においては、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第14条 前条の規定により通知を受けた申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより請求書を会長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第15条 会長は、申請者が、助成金を他の用途への使用をし、その他助成事業に関して助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第16条 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(負担金等)

第17条 長崎県スポーツコミッションスポーツコンベンション開催助成事業補助金実施要綱の交付基準に該当する場合は、長崎県スポーツコミッションからの請求に基づき、負担金等を支払うものとする。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。（一部改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。（一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。（一部改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。（一部改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。（一部改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。（一部改正）